

令和5年11月

水源地域振興拠点施設テイクアウトスペース  
運営事業者選定公募型プロポーザル  
募集要項

鹿沼市は、水源地域振興拠点施設の魅力向上、利用者の利便性向上を図るため、「テイクアウトスペース」の運営事業者を募集します。

## 1. 趣旨

### (1) 水源地域振興拠点施設の設置目的・基本方針

今回、運営事業者を募集するテイクアウトスペースは、水源地域振興拠点施設（以下、「本拠点施設」）の中にあります。本拠点施設は、思川開発事業（南摩ダム）による生活環境への影響緩和を図るために計画されたもので、整備内容を検討する際に、3つの基本方針を定めました。

#### 3つの基本方針

- ・ 西北部地域の振興のための交流拠点
- ・ 市内外の多くの人が集う、賑わいの創出
- ・ 市民と下流域の人々との交流

これに基づき、また地元要望や指定管理予定者の提案を受けて、温泉、飲食施設、物販、農産加工所、体験スペース、多目的広場、キャンプ場を整備することになりました。



1. 温泉



2. 飲食（農村レストラン）



3. 農産物直売・物販



4. 体験学習



5. 食品加工所



6. 多目的広場・キャンプ場

#### 施設整備イメージ

## (2) 求める店舗イメージ

3つの基本方針に則り、本拠点施設だけでなく、周辺地域へも賑わいを生み出す事業が展開されることを求めます。また、地産地消、地域の農作物の消費拡大を図る観点から、できる限り地域の食材を活用した商品開発、メニューの提供を期待します。さらに、本拠点施設に来ないと食べられない限定メニューを提供することは、本拠点施設の魅力向上に繋がることから、積極的な提案・実現を期待します。

## 2. 施設概要

本施設（コア施設のみ）全体の概要

施設名	(仮称) 水源地域振興拠点施設
所在地	栃木県鹿沼市上南摩町地内
施設構造	木造・地上1階建
施設全体の面積	コア施設の延べ床面積：1522.04 m <sup>2</sup>
駐車場	コア施設駐車場：74台 内 身障者駐車場2台、おもいやり駐車場2台
従業員用駐車場	コア施設から100m程離れている食品加工所前に20台程の駐車場があり、施設従業員全体の駐車場とする予定
年間来場者数の想定	7万人
施設全体の配置	別図1参照

テイクアウトスペースの概要

施設名	(仮称) 水源地域振興拠点施設テイクアウトスペース
使用できる面積	厨房：16.12 m <sup>2</sup> 前室：4.05 m <sup>2</sup>
飲食できるスペース	エントランスホールの多目的広場側で飲食可：約72 m <sup>2</sup>
施設内容	キッチン／前室（着替え・物置としての使用を想定） 専用の客席、トイレはありません。供用です。
電気容量	75A（共用部の照明等で使用している可能性もあるので、指定管理者と協議すること）
水	井戸水を使用します。飲食店で使用できるように定期的に水質検査を行うことにしています。
施設設備	別表1参照
設備等の配置	別図2参照

### 3. テイクアウトスペースの使用条件

使用時間	10時～20時 入館時間は、指定管理者と別途定める。
休館日	水曜日（祝日の場合は開館し、振替は行わない） やむを得ず法定点検等で全館休館となる場合があります。
使用開始日	令和6年4月1日（施設オープンは4月中旬予定）
使用終了日	令和7年3月31日
使用許可の更新	使用状況に問題がなければ、5カ年度を限度に更新を認めます。5カ年度目には、6カ年度目以降の募集を行います。 使用状況は、利用者数や売上等を基にして、利用者の利便性・満足度等が十分図られているかを確認します。
開店準備	使用施設内での開店準備作業は、原則、使用開始日以降です。
原状回復	備え付けの設備類については自由に使用できますが、自然損耗や自然故障を除く過失による破損、故障については、使用者により原状回復してください。 また、使用を終了する際は、使用期間終了までに、事業者自身で原状回復してください。
営業に関する許認可	食品を提供するのに必要な許認可は、事業者が取得してください。
設備以外の備品類	別表で定める設備以外は、事業者でご用意ください。
使用停止	使用許可期間中であっても、公用または公共用に供するために必要が生じたと判断されるとき、または、使用者が公共施設を使用する上で問題があると判断された場合は、契約を解除することがあります。
使用状況報告	利用者数、売上等について市へ報告してください。 月ごとの報告を翌月10日までに報告してください。
その他の疑義	疑義のある場合は、契約締結までに協議して解消することとします。契約締結後に疑義が生じた場合は、その都度速やかに、市と協議し解消を図ることとします。

#### 4. 施設使用料

使用料 ￥40,000/月額（1か月以内は日割り計算）

支払期限 四半期分をその期が始まってから2週間以内に納付してください。

使用料以外に負担が想定されるもの

電気料金	指定管理者と同一契約になりますので、子メーターで計量した電気量分を指定管理者にお支払いください。
ガス料金	直接契約し、お支払いください。
機械警備料金	指定管理予定者と調整中です。一部負担していただく可能性があります。
各種許認可	各事業者がとるべき各種許認可は、事業者負担となります。
損害保険	食中毒等による利用客への補償や損害賠償に対応できる保険への加入を推奨します。
看板等	テイクアウトスペースの壁面の看板（30cm×30cm程度）の製作費用は、1月末までにデザイン案を提出いただければ市の工事で設置します。それ以外のサインや掲出物については、事業者負担となります。また、設置場所、デザインについては、市及び指定管理者との協議が必要です。

※これ以外にも費用が生じる場合もありますので、ご注意ください。

#### 5. 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすことが条件です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりが無いこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (4) 国又は地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 営業開始予定日（令和6年4月中旬予定）までに滞りなく営業を開始できること。
- (7) その他本要項で示す条件等を全て満たすこと。

## 6. スケジュール



- (1) 公募開始 11月28日～
- (2) 質問受付 11月28日～12月3日（回答12月5日頃公表）
- (3) 応募締切 12月11日（必着）
- (4) 1次審査 12月12日（1次審査結果通知12月13日予定）
- (5) 2次審査 12月25日（資料締切12月21日）
- (6) 結果通知 12月27日予定（電子メール及び郵送）
- (7) 契約締結内容の協議・開業準備 1月上旬～（契約締結は条例施行日の4月1日）
- (8) 営業開始 4月中旬予定

## 7. 審査・選定・結果通知

事業者選定は、公募型プロポーザルで行います。

応募資格を満たす者は、誰でも参加することができます。

### (1) 審査方法

- ・書類審査及びプレゼンテーション審査の合計で評価します。
- ・審査項目は、別表2のとおりです。

#### ① 1次審査

- ・書類審査で行います。
- ・12月11日（必着）までに次の書類を提出してください。  
提出方法は、郵送又は持参とします。
  - ・公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
  - ・会社概要書（様式2）
  - ・テイクアウトスペース使用企画書（その1）（様式3）
  - ・商業登記簿謄本
  - ・印鑑証明書
  - ・納税に関する証明書（国・県・市税の滞納がないことを示すもの。3カ月以内）
  - ・直近の貸借対照表及び損益計算書
- ・結果通知を12月13日頃にメール及び郵送します。
- ・応募者多数の場合は、書類審査により5者程度まで絞り込む場合があります。
- ・2次審査に進める者へは、電話でも通知します。

## ② 2次審査

- ・プレゼンテーション審査で行います。
- ・日 時 12月25日午後（集合時間等は別途通知します）
- ・場 所 鹿沼市役所 行政棟4階 大会議室
- ・1次審査を通過した者は、12月21日までに次の書類を提出してください。
  - ・テイクアウトスペース使用企画書（その2）（様式4）
  - ・提出方法は、メール、郵送又は持参とします。（データが大きい場合、要相談）
- ・プレゼンでは、パソコン類及びプロジェクターの利用が可能です。
- ・動画の再生は、原則禁止とします。
- ・5名の選定委員のうち、最高点と最低点を除いた3名の平均点を得点とします。

## （2）選定方法

- ・選定は、本プロポーザルのための選定委員会が行います。
- ・選定委員は、市職員だけではなく、外部委員も参加します。
- ・選定委員は、本プロポーザルで知り得た情報の守秘義務を負うものとします。
- ・選定委員会による審査の結果、基準を満たす者がいない場合は、該当者なしとする場合があります。その場合、追加募集を行う場合があります。

## （3）結果通知

- ・最終結果通知は、12月27日頃に郵送及びメールで通知します。

## 8. 契約手続

- ・最も評価の高かった者を契約候補者とします。
- ・契約候補者と市との間で、契約内容について確認し、協議が整った場合に、契約締結となります。
- ・協議が整わず、契約締結に至らない場合は、次順位の者を新たな契約候補者とし、改めて協議するものとします。

## 9. 質問受付

- ・電子メールでの受付のみとします。
- ・様式は不問ですが、件名に「テイクアウトスペース公募への質問」と記してください。
- ・メールが届かない（迷惑メールになってしまう等）のトラブル防止のため、メール送信後に必ず事務局に電話連絡をしてください。
- ・受付期間 11月27日～12月3日
- ・回答予定 12月5日頃 市ホームページに公表

## 10. 結果公表

- ・選定された事業者と契約内容について協議が済み次第、事業者名及び得点を公表します。
- ・選定されなかった事業者については、非公表としますが、応募会社数は公表します。
- ・選定されなかった事業者は、自身の得点のみ開示を求めることができます。
- ・選定された事業者と合意できた場合は、企画内容を公表します。
- ・企業情報等については、原則として非公表とします。

## 11. 事後評価

本プロポーザルでの提案内容が実施されているか、使用開始後に事後評価をします。

事後評価を参考にし、翌年度以降の契約更新を判断します。

施設使用者は、次の事項について市へ情報提供するものとします。

- ・利用者アンケート（内容は市と協議して決定します）
- ・本プロポーザルで提案した内容の実施状況が確認できるデータ（例：利用者数など）

## 12. その他

- ・応募資格がない場合、提出書類に虚偽の記載がある場合は、無効とします。
- ・契約締結後、使用開始後に虚偽が発覚した場合でも、契約を解除します。
- ・書類作成・提出、審査への参加に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ・審査に関する提出書類は、一切返却いたしません。

## 13. 問合せ先（事務局）

鹿沼市 経済部 観光交流課 観光施設係 （行政棟5階）

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

電子メール：[kankou@city.kanuma.lg.jp](mailto:kankou@city.kanuma.lg.jp)

電話番号：0289-63-2303